

ご存じですか 障害者差別解消法

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、この法律では、障がいを理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がい者差別に関する相談窓口

- 市役所福祉課障がい福祉係
 - 市障がい者基幹相談支援センター
- ☎76-8140、FAX.53-2280

👉 法律のポイント

この法律では、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みとして、障がいを理由とする差別の禁止を求めています。

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類あり、行政機関と民間事業者は下記のとおり求められています。なお、事業者ではない一般私人や個人の思想・言論はこの法律の対象外となっています。

種別	不当な差別的取扱い	合理的配慮
行政機関 (国、地方公共団体など)	禁止	障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 (個人事業者、社会福祉法人、NPOなどの非営利事業者を含む)		障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 ※合理的配慮の提供が、努力義務から 義務化 されます。改正法は公布日(令和3年6月4日)から起算して3年以内に施行されます

相談・問い合わせ先

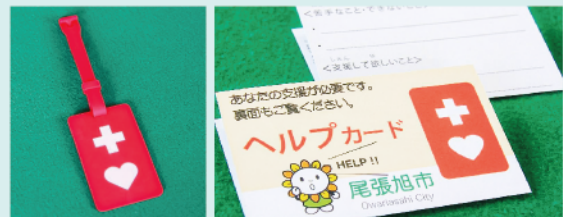
市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749、✉ fukusi@city.owariasahi.lg.jp

温かい支援をお願いします

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマーク・ヘルプカードとは

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないかたが身に付け、配慮が必要なことを周りに知らせることで、困ったときに周りの人に理解や支援を求めやすくするためのものです。



使い方

- ヘルプマーク / ストラップ型で、かばんなどに付ける
- ヘルプカード / 配慮や支援してほしい内容などをあらかじめ記入しておき、困ったときに周りの人に提示する

対象者

手帳の有無に関わらず、身体・知的・精神などに障がいのあるかた、難病のかた、妊娠初期のかた、その他支援を必要とするかた

配布場所 市役所福祉課

その他

- 申し込み、身分証明書などの提示不要。配布場所へ直接お越しください
- 郵送による配布不可
- 1人につきヘルプマーク1個、ヘルプカード1枚まで

問い合わせ先

市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142、FAX.52-3749、✉ fukusi@city.owariasahi.lg.jp